

## 11 徴収

### (1) 督促及び滞納処分状況

#### ① 督促状発付状況

区分		年度	H28	H29	H30	R01	R02
個人 （普通徴収 市民税）	調定件数（件）	69,720	68,727	69,967	77,512	78,567	
	発送件数（件）	16,727	16,914	17,473	17,172	15,322	
	発送率（％）	24.0	24.6	25.0	22.2	19.5	
固定資産税	調定件数（件）	150,130	151,781	152,036	152,514	153,684	
	発送件数（件）	16,961	15,854	15,878	15,434	13,802	
	発送率（％）	11.3	10.4	10.4	10.1	9.0	
軽自動車税	調定件数（件）	19,823	19,745	19,569	19,614	20,040	
	発送件数（件）	2,524	2,686	2,526	2,489	2,189	
	発送率（％）	12.7	13.6	12.9	12.7	10.9	
合計	調定件数（件）	239,673	240,253	241,572	249,640	252,291	
	発送件数（件）	36,212	35,454	35,877	35,095	31,313	
	発送率（％）	15.1	14.8	14.9	14.1	12.4	
国民健康保険税	調定件数（件）	135,406	135,317	129,195	124,535	119,894	
	発送件数（件）	41,039	40,006	39,544	38,031	33,784	
	発送率（％）	30.3	29.6	30.6	30.5	28.2	

② 延滞金調

年度 税目	H27 (円)	H28 (円)	H29 (円)	H30 (円)	R01 (円)	R02 (円)
市 税	54,559,712	68,341,930	53,121,084	44,680,124	47,244,272	49,368,632
国民健康保険税	49,442,272	57,696,068	52,828,324	49,850,268	53,543,422	55,733,458
計	104,001,984	126,037,998	105,949,408	94,530,392	100,787,694	105,102,090

③ 滞納処分の執行状況(令和2年度)

区分 物件	継 続 A		新 規 B		合 計 A+B		終 了 ・ 解 除 C		公 売 D		財 産 消 滅 E		次 年 度 に 繰 越 A+B-C-D-E	
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)
電話加入権 (差押・参加差押)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産 (差押・参加差押)	300	466,895,619	20	41,145,700	320	508,041,319	57	98,323,773	0	0	0	0	263	409,717,546
債 権 ( 差 押 )	189	261,611,754	233	224,040,659	422	485,652,413	269	278,941,745	0	0	0	0	153	206,710,668
動 産 ( 差 押 )	2	1,910,600	0	0	2	1,910,600	2	1,910,600	0	0	0	0	0	0
そ の 他 ( 差 押 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	491	730,417,973	253	265,186,359	744	995,604,332	328	379,176,118	0	0	0	0	416	616,428,214

## (2) 市税月別収納額(国民健康保険税を除く)

(令和2年度分)

区分 月別	現年度分 (円)	滞納繰越分 (円)	計 (円)
4 月	171,434,565	8,884,911	180,319,476
5 月	2,804,044,797	6,767,661	2,810,812,458
6 月	6,379,488,052	50,886,763	6,430,374,815
7 月	1,942,445,503	41,159,646	1,983,605,149
8 月	3,216,108,265	16,694,446	3,232,802,711
9 月	1,302,287,590	11,347,185	1,313,634,775
10 月	1,035,707,207	11,890,431	1,047,597,638
11 月	1,301,531,555	25,506,748	1,327,038,303
12 月	3,329,202,984	16,956,630	3,346,159,614
1 月	1,437,568,818	8,815,192	1,446,384,010
2 月	1,393,912,515	7,833,539	1,401,746,054
3 月	3,322,338,738	9,959,797	3,332,298,535
4 月	744,855,654	0	744,855,654
5 月	51,341,756	0	51,341,756
合 計	28,432,267,999	216,702,949	28,648,970,948

## (3) 県民税徴収取扱費

区	分	平成29年度			平成30年度		
		算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額
平成19年度分以降	納税義務者数に対する分	72,679人		218,034,000円	74,258人		220,314,000円
	還付し、又は充当した過誤納金相当額 (配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)	26,439,800円	(あん分率) 0.39781071335	10,517,835円	23,086,650円	(あん分率) 0.39781532879	9,183,952円
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	335,800円	(あん分率) 0.39781071335	133,581円	154,600円	(あん分率) 0.39781532879	61,500円
	法第37条の3の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付又は充当した額	5,060,670円		5,060,670円	6,177,064円		6,177,064円
	納期前納付に対する報奨金相当額	0円	(あん分率) 0.39781071335	円	円	(あん分率) 0.39781532879	円
平成18年度分以前	払込金額に対する分	2,603,085円	$\frac{7}{100}$	182,215円	2,192,315円	$\frac{7}{100}$	153,462円
	納税通知書等に対する分	通	60円	円	通	60円	円
	還付し、又は充当した過誤納金相当額 (配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)	円	(あん分率) 0.39781071335	円	円	(あん分率) 0.39781532879	円
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	(あん分率) 0.39781071335	円	円	(あん分率) 0.39781532879	円
	法第37条の3の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付又は充当した額	円		円	円		円
合	計			233,928,301円			235,889,978円

区	分	令和元年度			令和2年度		
		算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額
平成19年度分以降	納税義務者数に対する分	75,639人		226,899,000円	77,163人		231,471,000円
	還付し、又は充当した過誤納金相当額 (配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)	28,134,830円	(あん分率) 0.39780229672	11,190,478円	42,107,331円	(あん分率) 0.39779765002	16,750,224円
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	140,400円	(あん分率) 0.39780229672	55,844円	58,100円	(あん分率) 0.39779765002	23,111円
	法第37条の3の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付又は充当した額	4,159,096円		4,159,096円	3,365,770円		3,365,770円
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	(あん分率) 0.39780229672	円	円	(あん分率) 0.39779765002	円
平成18年度分以前	払込金額に対する分	2,182,176円	$\frac{7}{100}$	152,751円	1,891,688円	$\frac{7}{100}$	132,418円
	納税通知書等に対する分	通	60円	円	通	60円	円
	還付し、又は充当した過誤納金相当額 (配当割又は株式等譲渡所得割を除く。)	円	(あん分率) 0.39780229672	円	円	(あん分率) 0.39779765002	円
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	(あん分率) 0.39780229672	円	円	(あん分率) 0.39779765002	円
	法第37条の3の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付又は充当した額	円		円	円		円
合	計			242,457,169円			251,742,523円

